

GET ビジネス学習館  
2014 行政書士講座

第1回 商法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作権等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

# 第1編 会社法

## 第1章 会社法総論

### 2 株式会社の特質

#### けんちゃんの用語チェック

**社員**とは、会社の出資者の事をいう。(従業員ではない)

**直接責任**とは、社員が会社債務につき会社債権者に対して直接弁済義務を負う。

すなわち、会社債権者が社員に対して会社債務の履行を請求してきたら社員はその請求に応じなければならない。

**間接責任**とは、社員が会社債務につき会社債権者に対して直接弁済義務を負わない。すなわち、会社債権者が社員に対して会社債務の履行を請求してきたら社員はその請求に応じる必要はない。しかし、会社に資金を提供しているので、会社債権者に対して会社を通じ間接に責任を負っている。

**有限責任**とは、社員の責任が一定額を限度としている。すなわち、社員は一定額を限度とする出資義務を負う以外に会社の債務につき責任を負わない。

**無限責任**とは、社員の責任が一定額を限度としていない。すなわち、社員は会社の債務につき無限に責任を負う。

### 3. 資本金制度

**資本金**とは、会社が新しく株式を発行した際に、その株式と交換にもらった現金のことを言う。

別の言い方をすれば、会社が事業を行うにあたって、株主から預かった元手のことを意味する。

会社は、この元手を使って、商品を仕入れたり、事業に必要な機械や備品を購入したり、従業員の給料を払ったりする。

そして、仕入れた商品を販売したり、購入した機械で製品を製造・販売したり、給与をもらった従業員が働くことで、会社は利益を得る。

この利益をもとに再び事業に必要なお金を使ったり、株主に配当したりする。

このようなサイクルの一番最初の元手になるものが資本金です。

**資本準備金**とは、株式発行によって得た株主からの出資金のうち、資本金にしなかった残りの部分を言う。

株主からの出資金のうち、一部が資本金に、残りが資本準備金となるが、出資金のうち、いくらを資本金にして、いくらを資本準備金にするかは株式会社側で決めることができる。

しかし、資本準備金にできる金額の上限が会社法で決められており、出資金の2分の1を超えない額までとなっている。(出資金の半分以上を資本金に、残りを資本準備金。)

資本準備金は、会社法によって積み立てることが定められている。

さて資本金と資本準備金とはどういった違いがあるのか？

実際にはこの2つにはそれほど大きな違いはない。

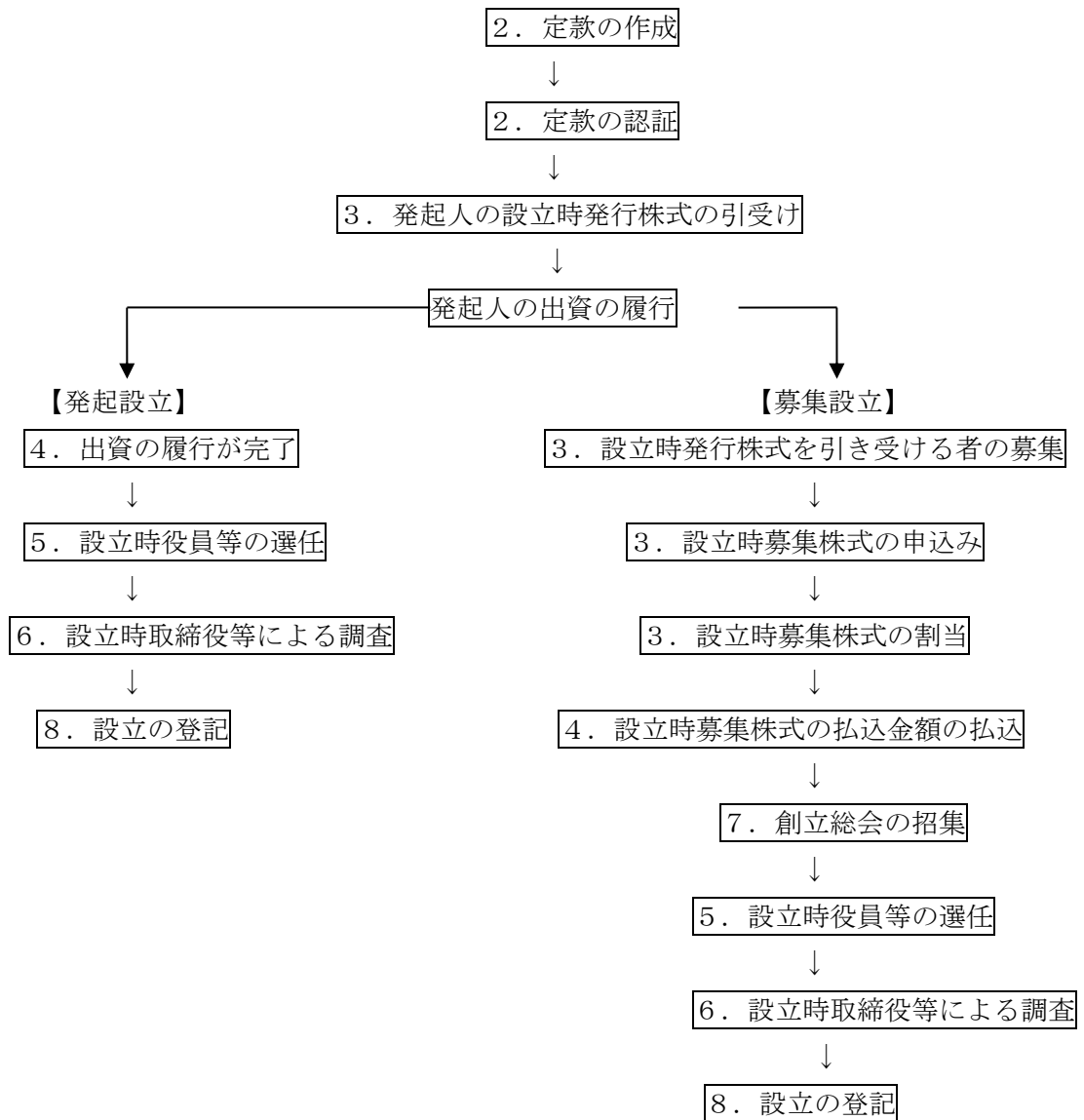
資本金を多くするか資本準備金を多くするかは、ある程度株式会社の方でコントロールできるが、資本金が多いと会社としての規模が大きく見えて信用が得られるというメリットがある反面、資本金がある金額を超えると税金が高くなってしまおうというデメリットもある。あるいは、資本金よりも資本準備金の方が取り崩す時の手続きが簡単といったメリットがある。

## 第2章 設立

### 2 設立手続

#### けんちゃんのまとめ

株式会社の設立手続きは概ね次のようになっている



## 2. 株式発行事項の決定と株式の引受け

### (1) 株式発行事項の決定

「設立に際して出資される財産の価額又はその最低額」とは、会社設立後の資本金に相当するものです。定款には

第〇△条（設立に際して出資される財産及びその最低額）

当会社の設立に際して出資される財産の全額を資本金とし、その最低額は金300万円、1株の払込金額は5万円とする。

と記載する。

### (2) 株式の引受け

発起設立 → 全株式を発起人が引き受ける

募集設立 → 一部（1株以上）を発起人が引き受ける

すなわち、発起人は、発起設立又は募集設立のいずれの方法による場合でも、設立時発行株式を必ず1株以上引受けなければならないこととなる。

### (3) 意思表示の瑕疵についての特例

発起設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 心裡留保の規程は適用しない</li> <li>○ 虚偽表示の規程は適用しない</li> <li>○ 設立登記後は、錯誤の規程は適用しない</li> <li>○ 設立登記後は、詐欺の規程は適用しない</li> <li>○ 設立登記後は、強迫の規程は適用しない</li> </ul>
募集設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 心裡留保の規程は適用しない</li> <li>○ 虚偽表示の規程は適用しない</li> <li>○ 創立総会後又は設立登記後は、錯誤の規程は適用しない</li> <li>○ 創立総会後又は設立登記後は、詐欺の規程は適用しない</li> <li>○ 創立総会後又は設立登記後は、強迫の規程は適用しない</li> </ul>

### けんちゃんの参考資料

〈民法復習〉

心裡留保	原則	有効
	例外	相手方が悪意・有過失の時は無効
虚偽表示	原則	無効
	例外	善意の第三者に対しては無効主張できない
錯誤	原則	要素の錯誤なら無効
	例外	表意者に重過失あった時は無効主張できない
詐欺	原則	取消することができる
	例外	第三者による詐欺の場合には、意思表示の相手方が悪意の時に限り取消することができる
強迫		取消することができる

### 3. 出資の履行

発起人は

発起設立 → 遅滞なく

募集設立 → 期間内に

全額の払込みをしなあかん

### 4. 創立総会

#### (3) その他

#### けんちゃんのまとめ

##### 【過去問対策 1】

(97 条) : 創立総会において、第 28 条各号に掲げる事項 (変態設立事項) を変更する定款の変更の決議をした場合には、当該創立総会においてその変更に反対した設立時株主は、当該決議後 2 週間以内に限り、その設立時発行株式の引受けに係る意思表示を取り消すことができる。

とあるが、この規定は、会社成立後の「株式買取請求 (116 条) (テキスト P14)」に代わるものである。

したがって、創立総会の決議後 2 週間内に限って株式の引き受けを取り消すことができるのであって、「会社成立後において、当該株式の買取りを請求することができる。」わけではない。事に注意。

##### 【過去問対策 2】

(425 条) : 役員等の会社に対する任務懈怠責任は、当該役員等が職務を行うにつき「善意でかつ重大な過失がない」ときは、賠償責任額を株主総会の特別決議で免除することができる。

とあるが、創立総会の決議に関する条文には、「発起人、設立時取締役または設立時監査役が会社の設立にあたり任務を怠り、会社に損害を生じさせた場合の責任 (会社法第 53 条)」の免除を決議できる旨の規定はない。

したがって、当該責任は、創立総会決議で免除することはできない。

なお、当該責任は、総株主の同意があれば免除することができる (会社法第 55 条)。

### 5. 設立時役員等の選任

発起設立・・・設立時取締役は定款で定める

又は

発起人が、その議決権の過半数で設立時取締役を選任する

募集設立・・・創立総会で設立時取締役を選任する

## 4 変態設立事項

### 1. 意義

変態設立事項とは、次の4つの事項のことをいいます。

- 1 現物出資
- 2 財産引受

(株式会社の設立に際して発起人が、会社の成立を条件として会社が特定の財産を譲り受ける旨の契約を結ぶこと。)

- 3 発起人が受ける報酬や特別の利益
- 4 設立費用

これらの事項は、定款に記載または記録しておかなければ効力がない。

変態設立事項の種類や内容によっては、裁判所が選任した検査役の調査が必要となります。

### 3. 財産引受け

#### けんちゃんの用語チェック

〈財産引受け〉とは

財産引受けの定義は、「発起人が会社のために会社の成立を条件として特定の者から特定の財産を譲り受ける契約」ですが、現物出資に似ているようですが少し違います。

現物出資が、「出資」であるのに対し「財産引受」は、取引行為(売買など)という点で異なります。

現物出資者が、会社の株主になるのに対し財産引受者は、会社の財産(現金など)を対価(物の売買で支払われる代金など)として受け取るという点で異なっているということです。

例えば、たとえば発起人が所有する廃車寸前の車があるとして、その車を会社設立後 社用車として引き取る場合、本来評価はゼロであるにもかかわらず、あえて市場価格に則して〇〇万円で会社が買い取るようケースを意味します。発起人は無価値なものを換価し、結果〇〇万円会社の資産を減らし=逆に 〇〇円発起人の利益が増えることを意味します。現物出資の場合ですと、検査役が外部機関を通じてその車を査定し、結果 限りなくゼロ円に近い価格で査定しますので、このような問題は起きません。(そのお目付役として検査役が存在します。)したがって 会社法では財産引き受けの場合、定款に下記の事項を記載する事を定めています。

- ① 株式会社の成立後に譲り受けることを約した財産及びその価額
- ② その譲渡人の氏名又は名称

そのうえで、

- ③ 裁判所に検査役の選任を申し立てなければならない
- と規定されているのです。

現物出資と財産引受けの違い。何だかややこしいですが、出資者が「物で出資」すれば現物出資、現金で出資して「発起人が、会社成立を条件に物を譲り受ける契約をした」ときは財産引受けだといふくらいでいいでしょう。

## 6 設立関係者の責任

### 1. 会社が成立した場合

#### (2) 発起人・設立時取締役等の責任の免除

##### けんちゃんのまとめ

##### 【過去問対策】

「発起人、設立時取締役または設立時監査役が会社の設立にあたり任務を怠り、会社に損害を生じさせた場合の責任（53条）」は、総株主の同意があれば免除することができる（55条）。

なお、この責任は、創立総会決議で免除することはできない（73条）事に注意してね

##### けんちゃんのまとめ

##### 【設立関与者の責任】

	責任を負う者	発起設立	募集設立
①現物出資・財産引受 における不足額填補 責任	発起人・設立時取締役	過失責任 但し、無過失につき立証責 任有り。※1 ※2	無過失責任 ※1
	現物出資者 ・財産引受における譲渡人	無過失責任	
	価格の相当性の証明者 (弁護士など)	過失責任 但し、無過失につき立証責任有り。	
②会社に対する任務懈 怠	発起人・設立時取締役 ・設立時監査役	※2	
③第三者に対する損害 賠償責任	発起人・設立時取締役 ・設立時監査役	悪意又は重過失があるときに限る	
④疑似発起人の責任	募集広告その他において 自己の氏名等と会社の設 立を賛助する旨の記載を 承諾した者	/	
⑤会社不成立	発起人	無過失責任	

※1 裁判所の選定にかかる検査役の調査を経た場合、免責される

※2 総株主の同意がなければ免責されない（55条）